

千葉県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和7年 3月27日

千葉県監査委員	穴 倉 輝 雄
同	宮 原 清 貴
同	石 橋 毅
同	亀 井 琢 磨

6千総総第1151号

令和7年3月18日

千葉市監査委員 宍倉輝雄  
同 宮原清貴 様  
同 石橋毅  
同 亀井琢磨

千葉市長 神谷俊一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和3年度監査報告第9号、令和5年度監査報告第9号及び11号並びに令和6年度監査報告第7号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

担当 総務局総務部総務課 似田

電話 4013

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) 指摘等</p> <p>ウ 物品の管理を適正に行うべきもの （休廃止施設）（都市局）</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>現在使用されていない都市局の事務所について、現地調査を行い物品の管理状況を確認したところ、所在不明なもの、備品票が貼付されていないもの、組織改正前の組織名で備品票が貼付されているもの等が散見され、備品明細一覧表と現物の照合が困難な状況であった。</p> <p>また、使用、管理換え又は廃棄等もされず、長期間放置されていた状態であった。</p> <p>(イ) 原因</p> <p>平成25年度末に当該事務所は廃止されたが、事務所内の整理がなされず、物品会計規則に基づく備品の確認等もすることなく長期間廃止時のまま放置されていたことによるものと考えられる。</p> <p>(ウ) 指摘</p> <p>物品の管理等については、規則等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>物品の管理については、千葉県物品会計規則に基づき、備品明細一覧表の記載内容と現地の突合を行い、数量把握をした上で、他の所管に移管できる物品は管理換えを行い、廃棄対象とした物品は令和6年10月までに廃棄の手続を行った。</p>